



< 企業再編 建設事業の承継 >

建設事業が他の者に承継された場合に、従前の者の実績を引き継ぐことができるかどうかは当事者においては重要な問題となります。そこでこのことに対応して、従前の実績を引き継ぐ制度が用意されています。(下図及び注1参照)

①個人の建設業者において、配偶者や2親等以内の者への事業の引き継ぎ

例：相続による事業の承継や高齢化による生前における事業承継

②建設業者の法人なり

個人である建設業者が法人を設立してその法人に建設事業を移した場合

③合併による建設業の引き継ぎ

④建設業の譲り受け

「譲渡人の建設業に係る営業の全てを譲渡するいわゆる全部譲渡の場合、営業所、従業員、のれん等の有形無形の財産（いわゆる積極財産のほか消極財産も含む。）が、建設業の業種別又は地域別に一括して譲渡される場合等、譲渡人に対する企業評価の全部又は一部を譲受人に承継させるべきであると考えられるとき」

⑤会社分割による建設業の引き継ぎ

注1：上記取扱いは、下記の通知に記載されています。

「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」

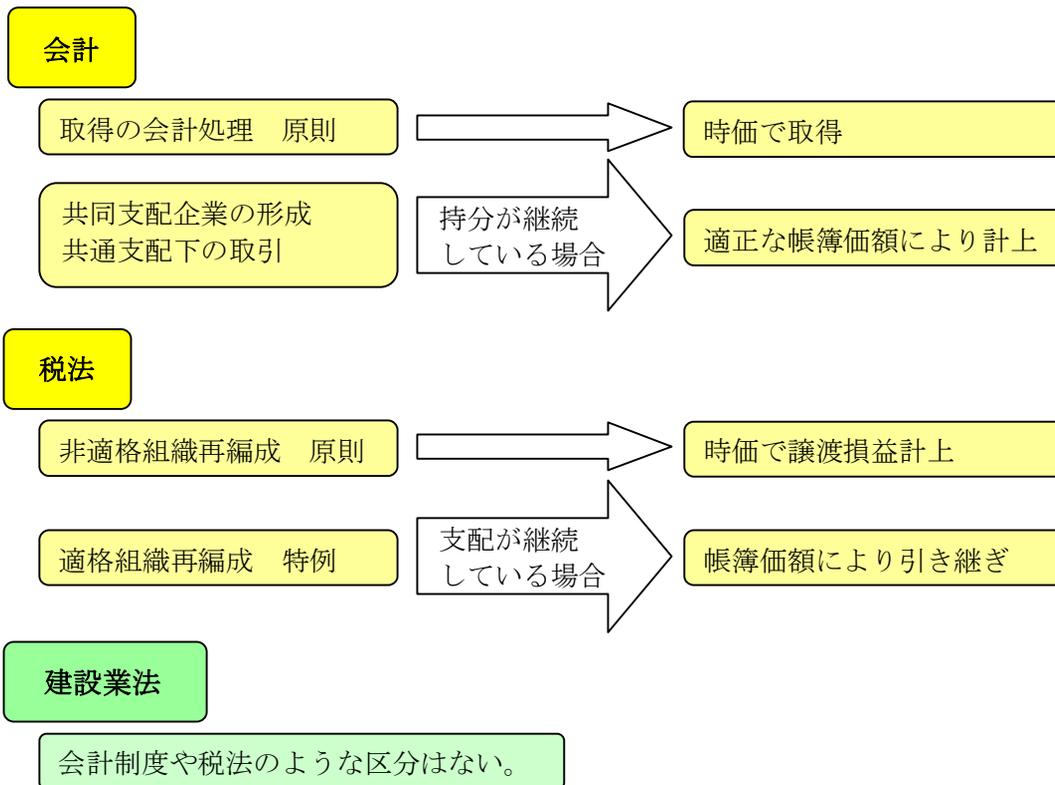
「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」

「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」

「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」

建設業法においては、事業譲渡においても実績の引き継ぎを認めている点に大きな特徴があります。会計制度や法人税法においてはその達成すべき目的は違いますが、譲渡の形態については原則「引き継ぎ」を認めていません。会計制度における合併や会社分割の取扱いにおいても、その会社の株主の視点から、被取得企業の持分が継続している場合には帳簿価額で引き継がれ、持分が絶たれた場合には時価で評価替えされます。また法人税法においても、その会社の株主の視点から支配が継続していれば、適格合併として帳簿価額で引き継ぎ、支配が絶たれた場合には時価で譲渡することとなっています。(右図参照)
いずれも株主の視点から判断されています。

一方、建設業法においては、**事業そのものの継続性の観点から引き継ぎの是非を判断しています。**



注2：「取得」とは、ある企業が他の企業又は企業を構成する事業に対する支配を獲得することをいう。(企業結合に関する会計基準9)

建設業法は建設事業を承継する者にとっては、優しい制度です。建設業界の経営環境は厳しい状況にはありますが、この優しさを活用して、時代に耐え得る企業を作り上げていきたいものです。

WISENET編集部 松村 清 (税理士)